

旅客営業規則(2025年4月1日施行)の概要 （新旧比較表）

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2025年4月1日乗車となるものから適用する。

新	旧
(略) <u>(精神障がい者割引普通乗車券の発売)</u> <u>第 34 条の3 第 1 種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合又は第 2 種精神障害者が単独で乗車する場合は、精神障害者保険福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書をもって申込みをしたときに普通乗車券を発売する。ただし、単独で乗車する場合は、旅客鉄道会社線と会社線にまたがり片道100キロメートルを超える場合に限る。</u> <u>2 第 1 種精神障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第 2 種精神障害者が、介護者(1人を限度)とともに乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の精神障害者保険福祉手帳を呈示したときは、介護者に対して旅客運賃の割引を行う。</u> <u>3 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和 2 年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第 1 項に定める割引乗車券の購入申込みの際並びに第 37条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、精神障害者保険福祉手帳に代わるものとすることができる。</u> 第35条～第36条 (略) (精神障がい者の定義) 第 36 条の 2 (略) 2 (略) <u>3 第 1 種精神障害者及び第 2 種精神障害者の別については、精神障害者保険福祉手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</u> 第37条～第64条 (略)	(略) 第35条～第36条 (略) (精神障がい者の定義) 第 36 条の 2 この規則において「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第 2 項に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者をいう。 2 第 1 級精神障害者、第 2 級精神障害者及び第 3 級精神障害者の別については、精神障害者保険福祉手帳の「障害等級」欄の記載により確認することができる。 第37条～第64条 (略)

(特殊割引旅客運賃の割引率)

第 65 条 第30条から第37条までに定める割引旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

(1) 被救護者割引

被救護者又は付添人が旅行する場合 普通旅客運賃の 5 割引

(2) 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者割引

ア 第 1 種又は第 2 種身体障害者・知的障害者・精神障害者が単独で旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の 5 割引

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 5 割引

イ 第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者が介護者とともに旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の 5 割引

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 5 割引

ウ 第1種身体障害者・知的障害者・精神障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者・知的障害者・精神障害者が介護者とともに定期券により旅行する場合 定期旅客運賃の 5 割引

ただし、小児用定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引を行わない。

(3) 精神障がい者割引

ア 第 1 級、第 2 級又は第 3 級精神障害者が単独で旅行する場合

(ア) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 5 割引

(イ) 特殊回数乗車券 特殊回数乗車券金額の 5 割引

2 付添人又は介護者に対して割引の取扱いをする乗車券は、被救護者又は身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者本人と同一とする。ただし、第 1 種身体障害者・知的障害者・精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対しては、通勤定期乗車券に限る。

第60条～第105条 (略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第106条 (略)

(1)～(7) (略)

(特殊割引旅客運賃の割引率)

第 65 条 第30条から第37条までに定める割引旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

(1) 被救護者割引

被救護者又は付添人が旅行する場合 普通旅客運賃の 5 割引

(2) 身体障がい者・知的障がい者割引

ア 第 1 種又は第 2 種身体障害者・知的障害者が単独で旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の 5 割引

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 5 割引

イ 第1種身体障害者・知的障害者が介護者とともに旅行する場合

(ア) 普通乗車券 普通旅客運賃の 5 割引

(イ) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 5 割引

ウ 第1種身体障害者・知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者・知的障害者が介護者とともに定期券により旅行する場合 定期旅客運賃の 5 割引

ただし、小児用定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引を行わない。

(3) 精神障がい者割引

ア 第 1 級、第 2 級又は第 3 級精神障害者が単独で旅行する場合

(ア) 普通回数乗車券 普通回数旅客運賃の 5 割引

(イ) 特殊回数乗車券 特殊回数乗車券金額の 5 割引

2 付添人又は介護者に対して割引の取扱いをする乗車券は、被救護者又は身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者本人と同一とする。ただし、第 1 種身体障害者・知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対しては、通勤定期乗車券に限る。

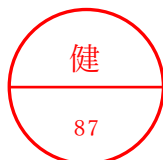
第60条～第105条 (略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

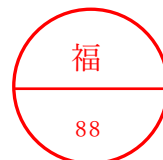
第106条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第 8 号に規定する記号については裏面)にゴム印を押す等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1)～(7) (略)

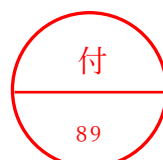
(8) 第34条の2による精神障がい者が乗車する場合
ア 精神障がい者が単独で乗車する場合



イ 第1種精神障害者が介護者とともに旅行する場合
(ア) 精神障がい者に対する乗車券



(イ) 介護者に対する乗車券



- (9) 使用資格者であることの証明書類の携行を必要とするもの
2 常備式の乗車券類に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃の訂正はしない。

- (8) 使用資格者であることの証明書類の携行を必要とするもの
2 常備式の乗車券類に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃の訂正はしない。

その他所要の規定の整備を行う。